

自転車保険に入っていますか？

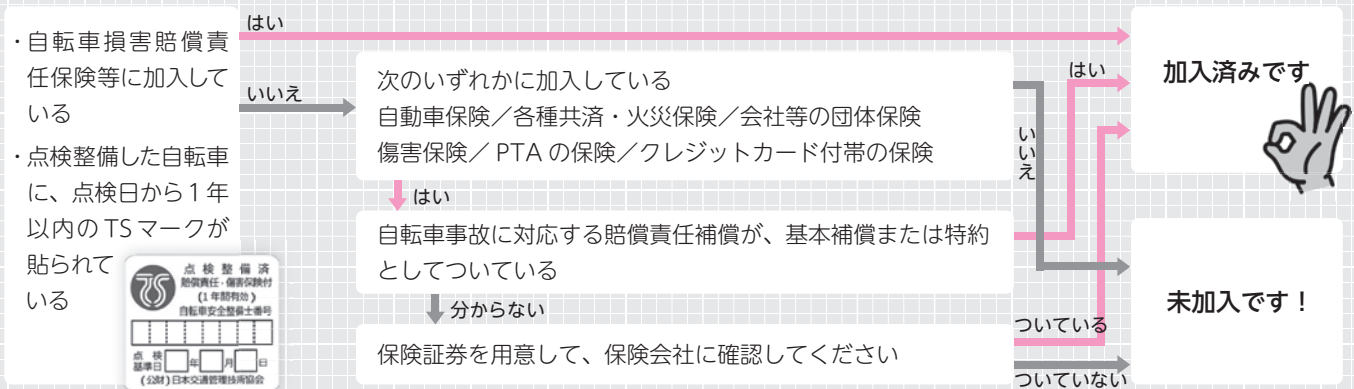
全国で、自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生しています。佐賀県では、自転車保険（自転車損害賠償保険等）の加入が努力義務とされています。万が一の事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。

▽自転車事故での高額賠償事例

事故の概要	賠償額
坂道を下ってきた小学5年生の自転車が、歩行中の60代女性と衝突し、女性が意識不明の重体となった。（平成25年7月判決 神戸地裁）	約9,500万円
高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた会社員と衝突。会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（平成20年6月判決 東京地裁）	約9,300万円



▽自転車保険に加入しているか確認しましょう！



※保険の種類によって、損害賠償の対象や条件はさまざまです。補償内容によっては、より手厚い保険への加入が必要な場合もあります。加入している人も、補償内容を再度確認しましょう。

消費生活コラム vol.51

注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします

契約内容をよく確認して！

ウォーターサーバーのレンタル契約

問 住民課 ぐらしの安心・安全係 ☎ 85-8171

勧誘トーク例

スマホの機種変更のため、家電量販店内の携帯ショップに出向いた。

スマホの話が終わると担当者が代わり、ウォーターサーバーの無料レンタルとミネラルウォーター（月額約3,000円）の契約を勧められ、了承してしまった。担当者が私のスマホから申し込み手続きをし、契約書は渡されていない。

2か月間利用したがやはり必要ないので解約したいと思い、事業者と連絡すると、解約料が1万円を超えると知って驚いた。解約料の説明はなかった。（70歳代）

ひとこと助言

★ショッピングモールや家電量販店などで突然勧誘されウォーターサーバーのレンタル契約をしたが、解約すると予期せぬ高額な解約料が発生したという相談が寄せられています。

★ウォーターサーバーのレンタル契約は、サーバーのレンタル料は無料でも、実際は水を定期購入する契約です。あらかじめ決められた期間は、水の購入を継続しないと解約料がかかることがあるので注意が必要です。

★家庭内の設置場所や1人で水を交換できるか、また、本当に必要かよく考えましょう。契約金額の詳細も含め、契約内容や解約条件等もよく確認し、契約書は書面でもらうようにしましょう。

★場合によってはクーリング・オフができる可能性があります。困ったときはすぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。

（参考：独立行政法人国民生活センター 見守り新鮮情報 第468号から）